

寄附金等取扱規程

制定：2023年5月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 ターボ機械協会（以下「本協会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定め、適正に事業を遂行することを目的とする。

第2章 定義

(定義等)

第2条 本協会が、受領する寄附金の種類は次のとおりとする。
一般寄附金 個人又は団体から受領する寄附金

第3章 募集

(一般寄附金の募集等)

第3条 本協会は常時、一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、定款第4条に規定する本協会の事業に使用することとして募集しなければならない。

第4章 受領

(寄附金の受領)

第4条 本協会は、個人又は団体より一般寄附金を受領することができる。受領に際しては、寄附金申込書にて寄附者の資金用途等の意思を確認するものとする。

- 2 金額に換算して10万円以上一般寄附金の場合（同一の者から寄附の年度累計が金額に換算して10万円以上となる場合を含む。）は、イノベーション委員会・理事会において受諾の可否を決定する。
- 3 寄附金が下記各号に該当する場合もしくはその恐れがある場合には、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

(1) 寄附金の受け入れに起因して、本協会に著しく資金負担が生ずる場合

(2) 前1号に掲げる場合のほか、本協会の業務遂行上支障があると認められるもの及び本協会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合（反社会的勢力の申入れ等）

(受領書等の送付)

第5条 本協会は、一般寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書および募集要項を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の寄附金の受領書には、寄附者の住所・氏名、本協会の公益目的事業に関する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

第5章 顕彰

(顕彰)

第6条 本協会は、本協会に対して寄附を行った者に対して、理事会が別に定めるところにより、顕彰することができる。

第6章 情報の公開および保護

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

第7章 改廃

第8条 本規程は、イノベーション委員会が起案し、理事会の決議により改廃することができる。

附則 本規程は、2023年5月1日から施行する。